

平成20事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針

中小・地域金融機関向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

この平成20事務年度監督方針の策定時点においては、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場における緊張が続いている。また、景気は弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している¹。

こうした環境において、地域金融機関²は、その金融機能を十全に発揮し、中小企業金融の円滑化や預金者などの利用者の安心と利便性の向上に寄与することが一層期待される。金融機能の十全な発揮のためには、同時に自らの財務の健全性を維持していることも重要である。このため、地域金融機関においては、適切な経営管理の下、中小企業³に対する円滑な資金供給の確保と財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要となっている。

1. 地域密着型金融の推進等を通じた中小企業金融の円滑化

我が国の景気は現状弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している。中小企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている。こうした状況の下、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保に努めていくことが重要となっている。このため、地域金融機関においては、地域密着型金融⁴の一層の推進等に努めていくことが重要である。当局としても、以下の点に重点をおいて、中小企業金融の円滑化に向けた取組みを進めていくこととする。

(中小企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化)

金融機関の融資動向等に関するアンケート調査を実施するとともに、金融円滑化ホットラインの一層の活用等を図る。加えて、金融庁職員の地方出張による中小企業金融の実態把握を行う。こうした取組みを通じて、地域金融機関の融資動向や借手企業の状況についてきめ細かな実態把握を行い、これを監督業務に反映する。また、地域金融機関が、借手企業の経営実態や特性を十分に踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明するよう、当局としても

¹ 内閣府「月例経済報告」(平成20年8月7日)(<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html>)

² 「地域金融機関」とは、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

³ 「中小企業」には、零細企業を含む。

⁴ 「地域密着型金融」とは、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルを指す(金融審議会金融分科会第二部会報告(平成15年3月27日))。

適切な対応を促していく。

(地域密着型金融の推進)

地域密着型金融については、これまでも各地域金融機関において様々な取組みが進められてきているものの、事業再生への取組み等の具体的な各施策に関して、利用者から、取組みがなお不十分と評価されるものが見受けられる。当局としては、引き続き、利用者からの声も踏まえつつ以下の取組みを行うことなどにより、地域密着型金融の深化・定着を図っていく。

- ・ 各地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み状況をフォローアップすることにより、地域の金融ニーズに的確に対応した取組みが積極的に行われるよう促していく。その際には、引き続き、①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、②中小企業に適した資金供給手法の徹底、③持続可能な地域経済への貢献、の3点に重点を置く。
- ・ 先進的な取組みや広く実践されることが望ましい地域密着型金融に関する取組みについての事例紹介や顕彰等を実施することにより、地域金融機関の深度ある取組みに対する動機付け等を行っていく。

2. 地域の利用者の安心と利便

地域の経済活動等を支える上で地域金融の果たす役割は大きく、その重要な担い手である地域金融機関においては、創意工夫をこらした自主的な取組みにより、地域の利用者の安心と利便性の向上に寄与することが大切である。

(資産運用ニーズへの対応)

投資信託の販売等に際しては、リスクの所在を的確に説明するとともに、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけることのないよう、地域金融機関において過不足のない対応⁵が図られているか検証する。

(業務の継続性)

地域金融機関が決済システムの中で重要な役割を担っていることを踏まえ、システムの統合・更改や日常の運用の各場面を通じて、適切なリスク管理が図られているか確認する⁶。また、地震、新型インフルエンザの流行等に備えた事業継続態勢について確認する。さらに、平成21年1月に見込まれている株券電子化の円滑な実施に向けた準備状況の確認を行う。

(金融機能の不正利用の防止)

利用者の安心の確保に向けて、金融機能が不正に利用されることを防ぎ、被害者への的確な対応を行う態勢が整備されているか、以下の点について検証を行う。

⁵ 金融庁「金融商品取引法の疑問に答えます」(平成20年2月21日)

(<http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html>)

⁶ 金監第1515号「金融機関におけるシステムリスク管理について」(平成20年6月3日)

(<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2008a/20080603.html>)

その際、本人確認を適切に実施する態勢、不正の疑いが強い取引を検出し口座凍結措置を実施するなど適切な対処を行うためのシステム・態勢について確認する。

- ① 振り込め詐欺撲滅に向けた対策(ATM周辺における顧客への注意喚起等)に努めているか。振り込め詐欺救済法⁷に沿った的確・迅速な被害者救済対応を行っているか。
- ② 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策に努めているか。預貯金者保護法⁸や業界内の申合せに沿った被害者への補償を的確に行っているか。
- ③ マネー・ローンダリング、テロ資金供与取引の防止に向けた対応がとられているか。
- ④ 反社会的勢力による被害の防止については、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を踏まえ、本年3月に監督指針の改正を行ったところであるが、本改正に沿った取組みがなされているか。

3. リスク管理と地域における金融システムの安定

サブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場における緊張は依然として続いていることから、高い警戒水準を維持しつつ、注意深く市場動向や地域における金融システムに与える影響をモニターする必要がある。また、景気は弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している。地域金融機関の業績についても、与信関連費用が増加している状況にある。

このように内外の経済・市場環境が変化する中で、地域金融機関が、金融仲介機能を適切に発揮し続けるためには、適切な経営管理(ガバナンス)の下、質の高いリスク管理を定着させることが必要であり、それがひいては地域における金融システムの安定にも寄与することとなる。このため、当局としても以下のような点に留意し、地域金融機関の自主的な取組みを促すこととする。

- ・ 大口先に対する与信や新たな与信形態についての信用リスク管理、各種金融商品への運用状況等に応じた市場リスク管理など、適切なリスク管理がなされているか検証する。また、証券化商品等に係るリスク管理を含め、内外の金融機関のサブプライムローン問題に関する経験から抽出されたリスク管理上の教訓については、本年8月6日付けの改正で監督指針に盛り込んだところであり、必要に応じ、こうした教訓がリスク管理実務やリスク情報の開示に反映されているか検証する。
- ・ 収益がリスクの顕在化に対する備えとしても重要な役割を有していることを念頭に、

⁷ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

⁸ 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律

地域金融機関の収益性の状況を確認する。収益性の改善が必要と認められる場合には、地域密着型金融に関する取組み状況を含め、収益基盤の充実に向けてどのような戦略を構築・実行しようとしているかなどについて把握する。また、積極的なリスクテイクの基盤である自己資本の質の改善に向けた取組みについても把握する。

4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化

我が国の金融セクターは、金融システムの安定、利用者の保護、公正・透明な市場の確立と維持に向けたこれまでの取組みを定着させ、更に深化させるべき局面を迎えており、金融規制も、金融機関の自助努力や創意工夫を重視していく必要がある。

こうした状況等を踏まえ、平成20事務年度の諸課題にも、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り組み。ベター・レギュレーションの考え方を財務局等も含めた監督部局全体に定着させ、4つの柱に以下のような形で取り組むことにより、その浸透と具体化を図っていく。

その際には、引き続き検査部局及び証券取引等監視委員会と一層緊密な連携を図るほか、地域金融機関の監督を直接担当する各財務局等とこれまで以上に各地域金融機関が抱える課題等に関する認識を共有し合うことにより、一体となった監督行政に努めることとする。

(ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ)

本年4月に取りまとめた「金融サービス業におけるプリンシプル」⁹を、日々の行政対応に活用し、制度本来の趣旨に即したルールの解釈・運用を図る。

(優先課題の早期認識と効果的対応)

新設された市場分析室、リスク分析参事官室において、市場動向や金融システムに係るリスクに関連する情報の収集及び分析を行い、地域金融機関の監督にも速やかに反映させる。また、地域金融機関については、地域の特性、経営規模、業態等による多様性を有していることを踏まえ、その経営実態を的確に把握するとともに、個別金融機関の状況等に応じた効率的かつ効果的な監督行政に努める。

(自助努力の尊重とインセンティブの重視)

地域金融機関との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論・対話による深度ある原因分析・解明に努める。バーゼルⅡのインセンティブ重視の枠組みを活用し、第2、第3の柱についても重視していく。

(行政対応の透明性・予測可能性の向上)

地域金融機関との対話の充実、情報発信の強化を通じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。実態把握等の結果を適切にフィードバックする。

こうした取組みの実効性を高めるため、専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に努める。

(以上)

⁹ <http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2.html>